

新潟市新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」(令和3年4月13日付け障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙。以下「国実施要綱」という。)に基づき、障がい福祉サービス等施設・事業所(以下「事業所等」という。)において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した際に、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービス提供を継続するために必要となる、通常サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対し、市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、国実施要綱3事業内容に定める事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業(以下「事業所等のサービス継続支援事業」という。)
- (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業(以下「事業所等との協力支援事業」という。)

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、市が指定した事業所等のうち、国実施要綱に定める事業所等で、新潟市内に所在地があるものを現に運営する者とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費は、国実施要綱別添1のとおりとする。ただし、障害

福祉サービス等報酬及び他の制度による経費助成，補助金等で措置されているものは除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，前条の補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は，寄附金等収入額を除く。）を控除した額と国実施要綱別添1に定める対象サービス種別の基準単価とを比較して少ない方の額とする。ただし，その金額に1,000円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は，市長が別に定める日までに，補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる資料を添えて，市長に提出するものとする。

- (1) 申請額一覧表（別紙1-1）及び事業実施計画書（別紙1-2）
- (2) 補助事業に係る収支予算書（別紙2）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は，前条による申請書の提出があったときは，当該申請に係る書類を審査し，補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 前項の規定による審査の結果，補助金の交付決定をしたときはその決定内容を，補助金の不交付を決定したときはその旨を，速やかに補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により，補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 補助事業者は，補助事業の内容を変更しようとする場合には，第6条に定める申請手続きに準じ，市長の承認を得なければならない。ただし，事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって，補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、市長が別に定める日までに、補助事業実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる資料を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 精算額一覧表（別紙3-1）及び事業実績報告書（別紙3-2）

(2) 補助事業に係る収支決算書（別紙4）

(3) 補助対象経費に係る領収書又は振込金受取書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について市に返還することを命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

（仕入控除税額）

第13条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第5号）

により，当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度末までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか，補助金の交付に必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和3年11月2日から施行し，令和3年4月1日から適用する。